





符号 1

1120-11(1/5)

1120-11(2/5)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域異出  
芝山3丁目

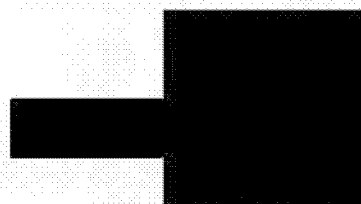
請求部	所在	船橋市芝山三丁目			地番	1120番11			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和54年5月20日			備付年月日 (原図)		補事項			

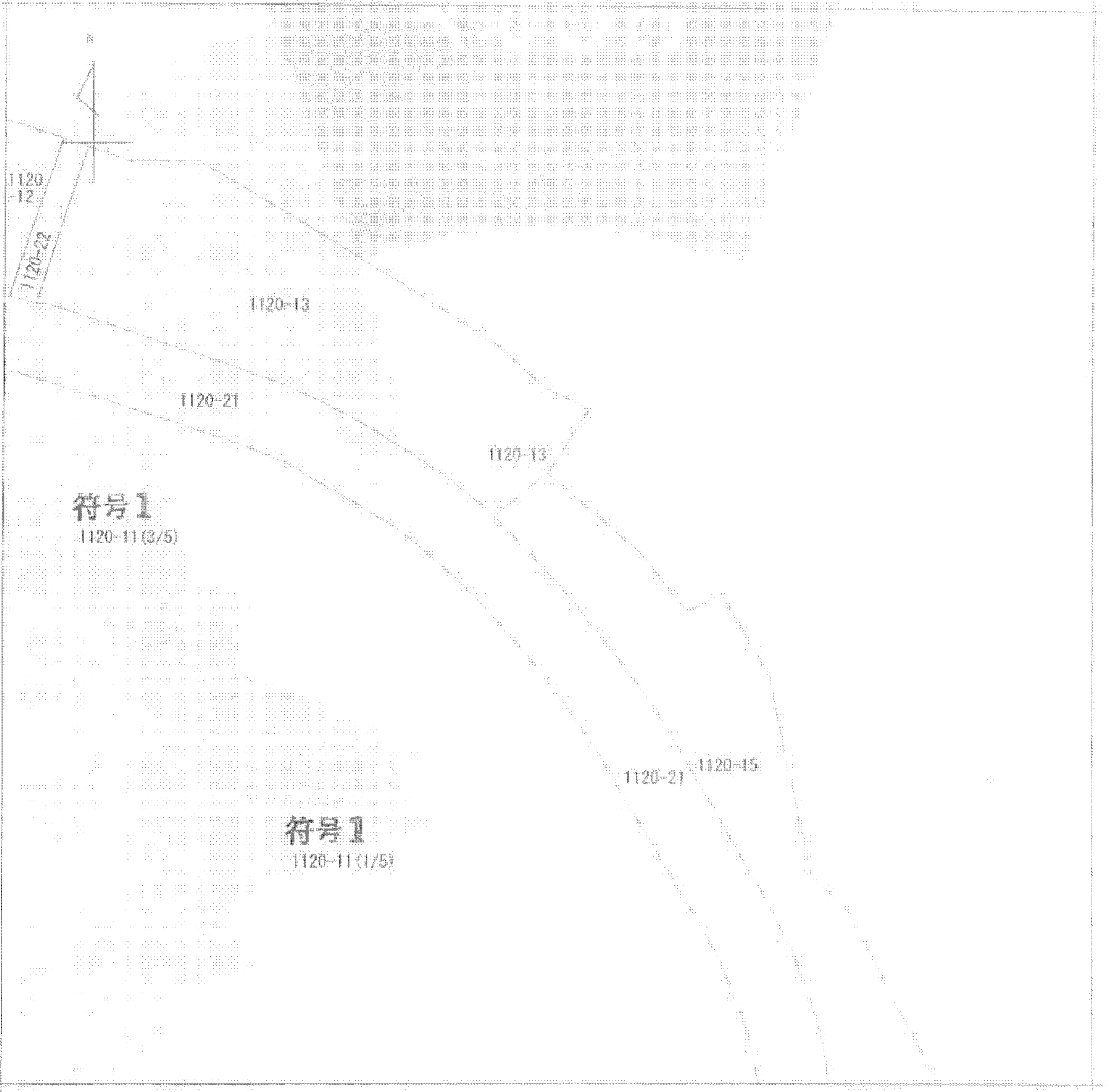
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版の原本を縮小コピーしたものである。

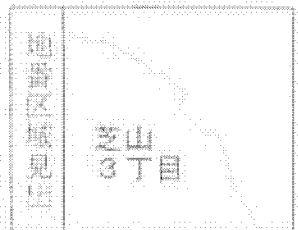
平成24年4月9日  
千葉地方法務局船橋支局  
登記官

申請番号：43-12  
(2/6)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



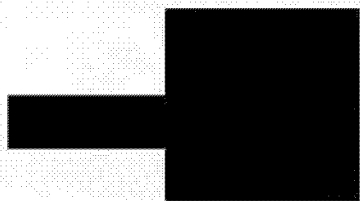
請求部	所在	船橋市芝山三丁目				地番	1120番11			
出力尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和54年5月20日			備付年月日(原図)		補記事項				

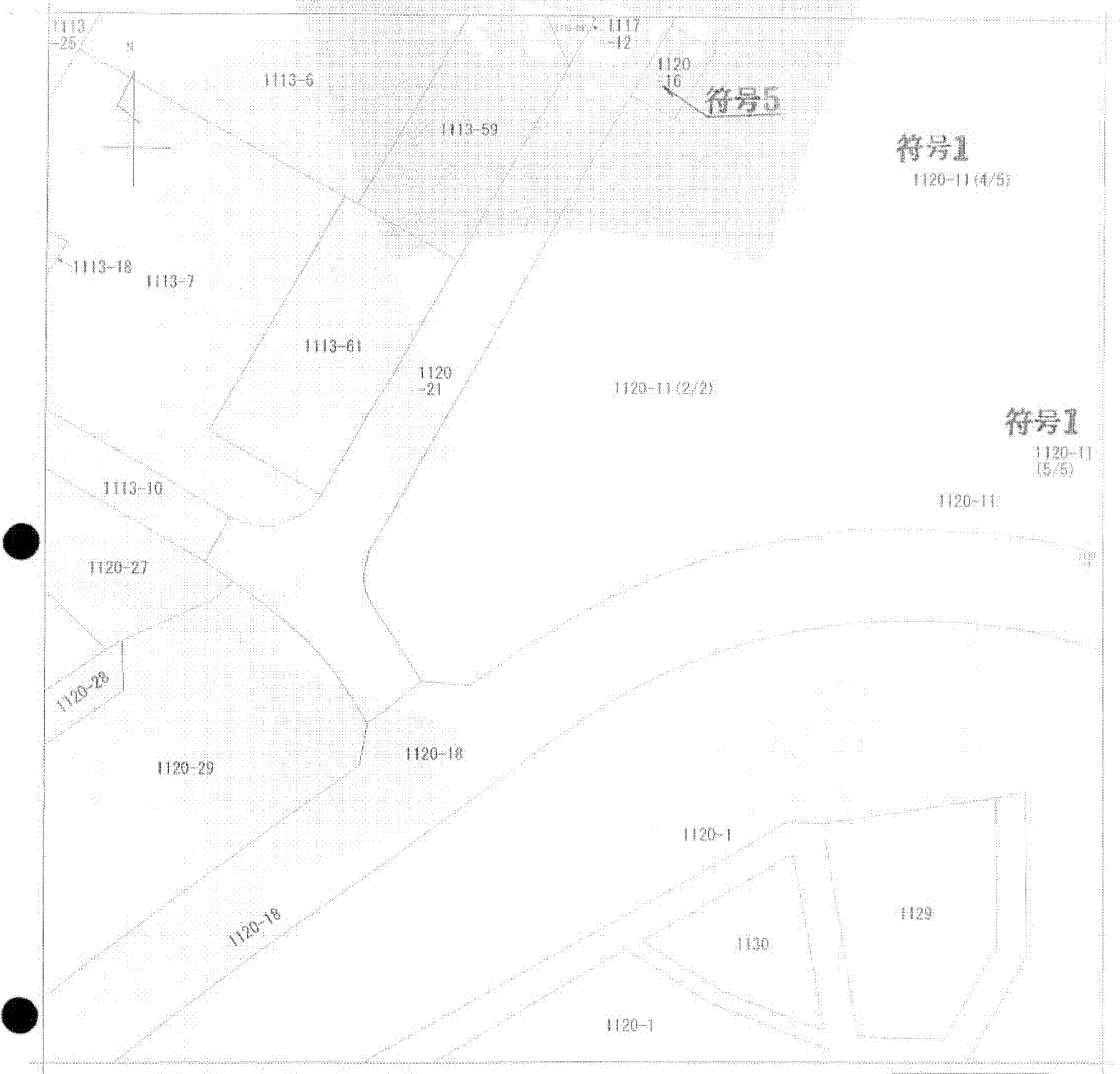
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版の原本を縮小コピーしたものの

平成24年4月9日  
千葉地方法務局船橋支局  
登記官

申請番号：43-12  
(3/6)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し	芝山3丁目
---------	-------

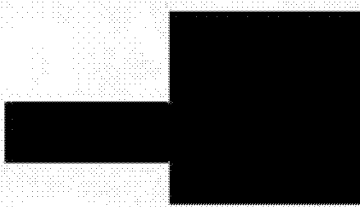
請求部	所在	船橋市芝山三丁目				地番	1120番11		
出力尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	昭和64年5月20日			備付年月日(原図)			補記事項		

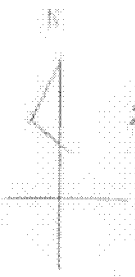
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版の原本を縮小コピーしたものである。

平成24年4月9日  
千葉地方法務局船橋支局  
登記官

申請番号：43-12  
(4/5)





符号1

1120-11(5/5)

符号1

1120-11(3/5)

1120-18

1120-1

1120-13

1120-1

1120-32

1120-32

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

芝山3丁目

請求部	所在	船橋市芝山三丁目			地番	1120番11		
出縮	1/500	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和54年5月20日			備付年月日 (原因)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版の原本を縮小コピーしたものである。

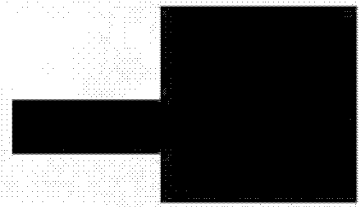
平成24年4月9日

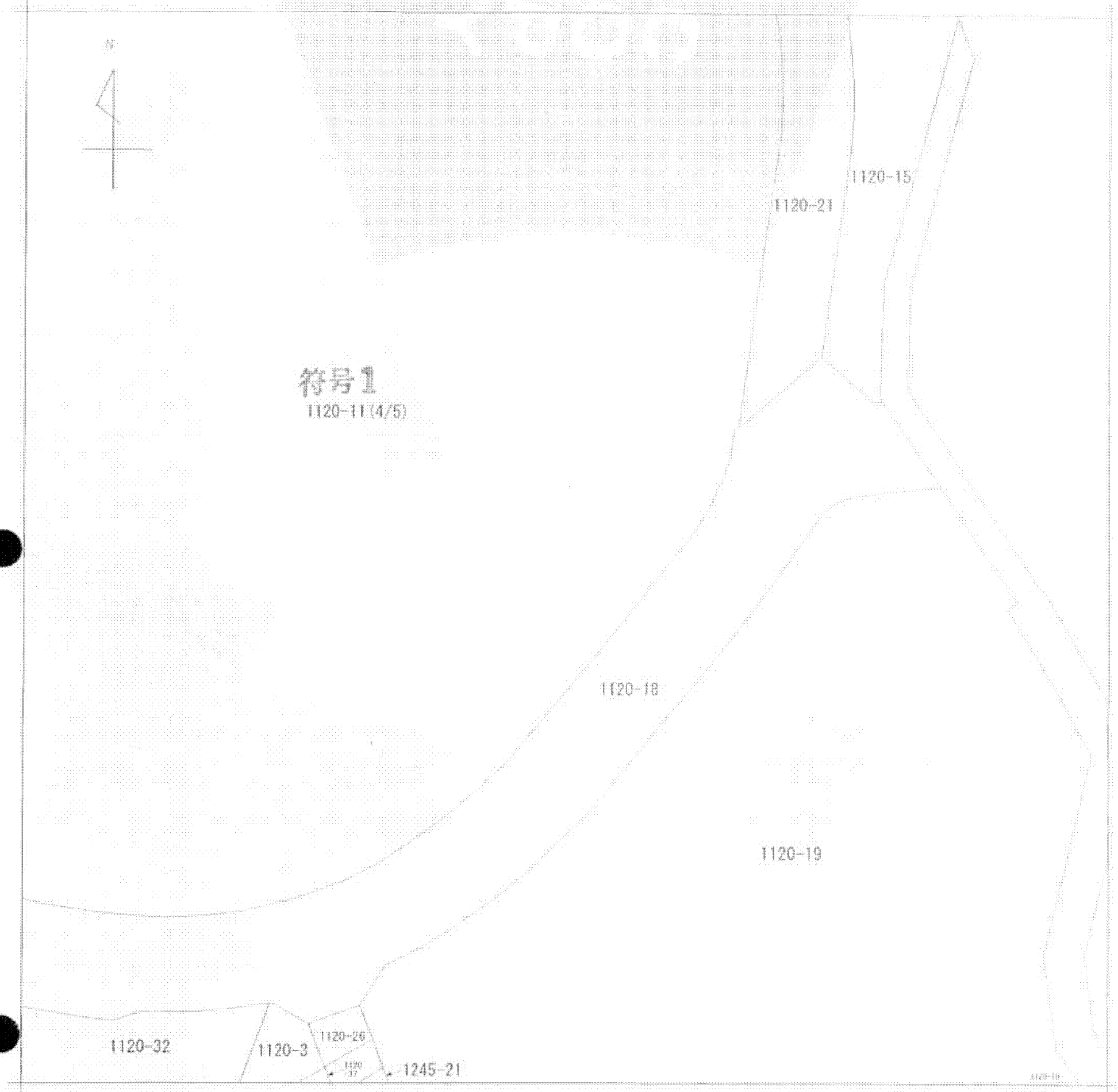
千葉地方法務局船橋支局

登記官

申請番号: 43-12

(5/6)





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し  
芝山3丁目

請求部分	所在		船橋市芝山三丁目	地番	1120番11			
出力	力尺	1/500	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和54年5月20日		備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版の原本を縮小コピーしたものである

平成24年4月9日  
千葉地方法務局船橋支局

申請番号：43-12  
(6/6)

登記官

